

川崎市告示第411号

景観計画を変更した旨の告示

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき景観計画を変更したので、同法第9条第8項の規定により準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、同項の規定により、この景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年8月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 計画の名称

川崎市景観計画

2 計画の区域

川崎市全域

3 施行期日

令和7年10月1日

4 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当